

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年7月7日 (木) 午前10時00分～11時00分
2. 開催場所 能勢町役場 西館3階 会議室
3. 出席委員 (14人)

農業委員	1番	前田	宗良
	2番	大上	弦
	3番	福井	明房
	4番	辰野	卓爾
	5番	原田	富生
	6番	龍見	敬明
	7番	木田	悦治
	8番	新谷	広治
	9番	東	昇
	11番	中井	誠一
	12番	福中	繁信

推進委員	2番	田畑	良信
	3番	濱	善男
	7番	乾	義夫

4. 議事日程

- 議案第13号 農地法第2条の規定による土地現況願について
議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
議案第15号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による農地転用の許可について
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき
書 記 辻本 龍馬

6. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。暑い中またお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。全国農業新聞の中で盛土の農地改良と言いながら、一般残土に産廃をまぜて処分するという悪質な業者も存在しているとありました。指導を行ってもすぐに改善されないケースも多く、現実的には難しい所もあります。来年には、大阪府が（盛り土を）規制する区域が決まってくると思います。能勢町も関心を示していかないといけないと思います。農業委員会で決定した事が（町の）ホームページで掲載されておりますので、一般の方にも委員会が、こんな形で進めているということも分かっているかと思えます。それでは議事に入ります。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長にお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席届が、10番 石塚委員、13番 成田委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、7番 木田委員、9番 東委員にお願いします。

議 長 つづきまして、議案第13号 農地法第2条に規定による土地現

況証明願いについて事務局より説明願います。

事務局 議案第13号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号1番について、田畑委員をお願いします。

田畑委員 農地法第2条の規定による許可申請について意見書

願出人 ●● ●●

申請地 能勢町倉垣 ▲▲▲ 畑 195㎡

6月30日に現地確認を行いました。
当該地は、地目が「畑」となっておりますが、古くから宅地として、利用されております。現地確認におきましても、農地であったことは確認できず、隣接地との境界もはっきりと確認できない状態です。現地並びに土地登記簿、課税資産明細書等を確認した結果、願出どおり相当以前から耕作されていなかったと思われまます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第13号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案どおり許可することと致します。

議長 つづきまして、議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第14号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、本来であれば農地利用最適化推進委員に意見を求めますが、地区担当の西山委員が本日欠席のため、代理で事務局より意見書を読み上げていただきます。それでは、事務局よりお願いいたします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町地黄 ▲▲▲ 田 1, 402㎡

7月1日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町野間稲地 ▲▲▲ 田 293㎡

▲▲▲ 田 300㎡

▲▲▲ 田 64㎡

▲▲▲ 田 283㎡

7月1日に、現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、譲受人である●●氏は、近隣農地を所有にており、当該地を取得して農業経営の規模拡大を目的に申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目

的に水稻栽培され、契約販売を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。事務局より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りを致します。議案第14号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案どおり許可することにいたします。

議 長 続きまして、議案第15号 農地法第4条の規定による農地転用の許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第15号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区委員に意見を求めます。番号2番について、乾委員お願いします。

乾委員 農地法第4条の規定による許可申請について

申請人 ●● ●●
申請地 能勢町山田 ▲▲▲ 田 336.3㎡
転用目的 農業用倉庫

7月1日に現地確認を行いました。

申請人である●●氏は、現在、親戚である●●氏が所有する農業用器具を借用し耕作をしておりましたが、今回、借用をやめ、自身で農機具類を購入し設置するため、新たに農業用倉庫を建築される

ものです。土地の選定にあたっては、主な耕作場所が当該地付近に集中していることから、農業の効率化を図ることができる当該地を選定されました。農機具倉庫の利用計画については、水稻に係る農機具を収納する予定で、乾燥機、コンバイン、田植機、トラクター等を収納する計画です。現地での聞き取り及び計画図での確認の結果、転用面積は必要最小限度であると思われます。また、隣接している農地がないことから問題ないと思われます。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

福井委員 農業倉庫以外の斜線部分も転用するのですか。

事務局 農業倉庫以外の斜線部分については、農業用機具であったり、作業車が出入りするためのスロープであったり転回するために必要となるため整備するとのことでした。

福井委員 倉庫だけではなくて、その通路も一緒ということですか。

議 長 道路が上を走っていて道路からスロープがありまして道をつけますと、ぐるっと回らないと倉庫へ行けないという、建付けがございましたので、この部分が写真では多いように見えていますが通路もということになります。

福井委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。ないようですので、お諮りを致します。議案第15号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、「許可やむ得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議 長 つづきまして、議案第16号 農地法第5条の規定による農地転用の許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第16号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。番号1番について、乾委員お願いします。

乾委員 農地法第5条の規定による農地転用の許可について意見書

譲受人 ●● ●●
譲渡人 ●● ●●
申請地 能勢町天王 ▲▲▲ 田 6 4 6 m²
▲▲▲ 田 8 5 4 m²
▲▲▲ 田 1, 2 9 9 m²

転用目的 太陽光発電設備

7月1日に現地確認を行いました。

譲受人は、主に大阪府内でソーラー発電事業を行っており、譲渡人である●●氏の休耕中の農地を有効利用するため、当該申請地を売買により買い受け、「太陽光発電設備」を設定し、電力会社に売電するものです。当該地は、日当たりも良く太陽光発電に適しているため、太陽光の供給を受けるのに最適地であることから選定されました。設備内容は、

太陽電池モジュール 4 4 5 w × 6 4 0 枚 2 8 4 . 8 k w

パワーコンディショナー 5 0 k w × 4 台 = 2 0 0 . 0 k w

現地確認、計画図等での確認の結果、民家や営農への心配が無いことから転用面積は必要最小限であると思われます。また、隣接する農地所有者の同意及び改良区同意も得ており、他の耕作には支障はないものと思われます。以上のことから、今回の農地転用については、要件を満たしていると思われます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からのご意見、ご質問はございませんか。

原田委員 農地売買して転用されるということですが、先に農地の所有権移転はしなくてよいのですか。

事務局 農地売買して転用ですけど、5条申請なので、所有権移転ではありません。

原田委員 売買が法人になっていますが、大丈夫なのでしょうか。

事務局 はい、大丈夫です。

原田委員 そもそも5条申請とは何か説明して下さい。

事務局 農地を農地以外のものにするため、土地について権利を設定し移転する場合には各都道府県知事等の許可を受けなければなりません。また、市街化区域か市街化調整区域かによって届出か許可申請かで変わってきます。

福井委員 では、はじめの質問へ戻るとどうなりますか。

議長 農振農用地区域外になるので、5条で大丈夫ということになります。

原田委員 では地目は何になりますか。

事務局 雑種地になります。

龍見委員 農振農用地区域外ということですが、はっきりは分からないが圃場整備されている田尻地域にいたしましても、子どもも転出し高齢化が進んできて、太陽光の話も相談あります。天王区のこの場合も参考になるのではないかと思う。

福井委員 農振農用地で整備されている所は何年か過ぎたら宅地などにすることはよいとされていきました。能勢町の取決めで、出来なくなった。農振を外すということが出来るのか。

- 議 長 町の方で説明願います。
- 事務局 農振地域を外すということは色々な法律が関わってくることで、町の意向だけでは出来ないということがありまして大阪府との協議、もしくは許可を必要となってくるところです。計画については5～10年後に見直しになっているものもあります。能勢町として、今の段階では農振地域を変更するところには検討はまだしておりません。別の規制の問題もありまして農振農用地区域内・外でも太陽光は出来るが宅地は建てれないということであります。
- 議 長 大規模な太陽光パネルを設置するなどの理由から、土を盛り違法に産廃などを入れてお金を儲けたりする場合があります。それを監視していき、使用出来ない農地をいかに使用していくかということを考えなければならない。今後、能勢町農業委員会として考えて行かなければならないと思います。
- 福井委員 若い人が農業をしていないので、新しい方向で農業を進めていかないと行けないのでは。
- 議 長 今後の行政の課題ではないかと思います。
他にございませんか。ないようですので、お諮りいたします。議案第16号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 議 長 異議がないようですので、「許可やむを得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。
- 議 長 続きまして、議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。
- 事務局 議案第17号について説明

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

新谷委員 最近の案件で1反当たりの金額が高騰になってきているようで、双方の話し合いで決められているのですが、規定がないのが現状であり、見て見ないふりをしていることに関して、どう思われていますか。

議 長 農業委員会からの意見で金額が決定できるわけではありません。今後に関しても代替わりなど、当事者が何らかの取決めで、残しておかないといけないのではないかと思います。第三者を間に入れて賃借していただくとか事務局の方からのアドバイスなどしていくなど、農家さんも高齢になり不安な方もおられると思います。

議 長 他にございませんか。ないようですので、お諮りをいたします。議案第17号 農用地利用集積計画については、原案通り承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようなので、原案どおり承認することにいたします。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 倉垣地区の農地改良届（●●氏）の経過説明

福井委員 今後、もし問題があれば、元に戻すこととなりますね。

事務局 改良届で計画通りに出来なければ原状復帰となる条件で改良届の受理をさせていただいたものでございます。事務局からの説明どおり、東側はブルーベリーをして西側は畑をするということの計画でございますので、これに沿った耕作につきましては、引き続き事務局の方で確認を行って参りたいと思います。

福井委員 それは文書で出てますか。

事務局 受理した際に文書で出しております。

福井委員 でしたら用途が変更された場合も同じですね。

事務局 はい、畑としてが条件でございます。

福井委員 わかりました。

議 長 農業委員会として今後も指導していくということですね。

事務局 次回の総会の日程について

日 時：8月5日（金）
会 場：西館3階 会議室
開催時間：午前10時より

人数の方は状況に応じて決定させていただきます。

議 長・・・他の委員からご意見はありませんか。

各委員・・・なし。

議 長・・・以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。

議 長

委 員

委 員
